

消防団の充実強化

【現状・課題】

- 消防団員数の減少、団員の高齢化が進展
- 消防団は地域防災の中核的存在
 - ・地域に密着し、災害に即時対応
 - ・地域コミュニティの維持、振興に貢献

- ⇒ 地域防災力維持のため、消防団員の確保が不可欠
- ⇒ 地域防災力向上のため、消防団活動の充実強化が必要

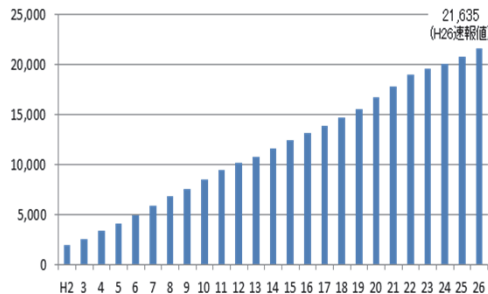
【これまでの取組と成果】

- 消防団員の加入促進
 - ・地方公共団体への働きかけ、入団キャンペーン、消防団協力事業所制度の導入・拡大等

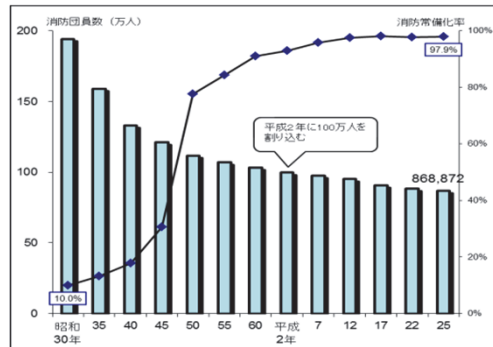
- 消防団の装備、教育訓練の充実
 - ・消防団員の安全確保装備等の活動用資機材を中心に、地方交付税措置を大幅増額
 - ・救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車を整備（H26年度は200市町村、18消防学校へ配備）
 - ・消防学校における消防団員の救助活動・安全管理の教育訓練に係る基準の見直し

女性や大学生等の団員数は増加
一方で、消防団員総数の減少は止まらず

女性団員数の推移



消防団員数と消防常備化率の推移



救助等の広範な活動を支える装備の整備は不十分
団員数減少を踏まえ、訓練のさらなる充実が必要

- 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」施行（平成25年12月）
 - ・地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務を規定

【今後の取組】

- 先進的なモデル事業の実施等により、消防団への若者・女性等の加入をさらに促進
- 南海トラフ地震等の被害が想定される地域の消防学校及び市町村に車両等を無償貸付けし、訓練を実施

地域の実情に応じた災害情報伝達手段の多重化・多様化

【現状・課題】

○住民への災害情報伝達体制の整備が十分でない

⇒ ICTを活用し、迅速・確実な住民への災害情報の伝達を実現する

【これまでの取組と成果】

○全国瞬時警報システム(Jアラート)の整備

・市町村におけるJアラートの自動起動装置等の整備に対し、財政支援

＜受信機＞平成25年度中に全地方公共団体に整備完了

＜自動起動装置＞

平成25年度末の整備率:93.2%

平成26年度末までにほぼすべての市区町村に整備予定

・Jアラートで配信される弾道ミサイル情報等の国民保護情報を、消防庁から携帯電話事業者を通じ、緊急速報メールにより配信する等、情報伝達手段を多重化・多様化

○市町村防災行政無線(同報系)等の情報伝達手段の整備

・防災行政無線等の情報伝達手段の整備に対し、緊急防災・減災事業の対象として財政支援

・情報伝達手段の多様化に向けたアドバイザー派遣を実施(平成26年度は61市区町村に対し実施予定)

＜情報伝達手段の整備状況＞

・市町村防災行政無線	80.4%	} (H26.3末現在) (速報値)
・コミュニティFM	19.6%	
・CATV	33.3%	
・登録制メール	55.3%	
・緊急速報メール	93.2%	

情報伝達手段の整備は十分でなく、引き続き情報伝達手段の多重化・多様化に向けた取組が必要

【今後の取組】

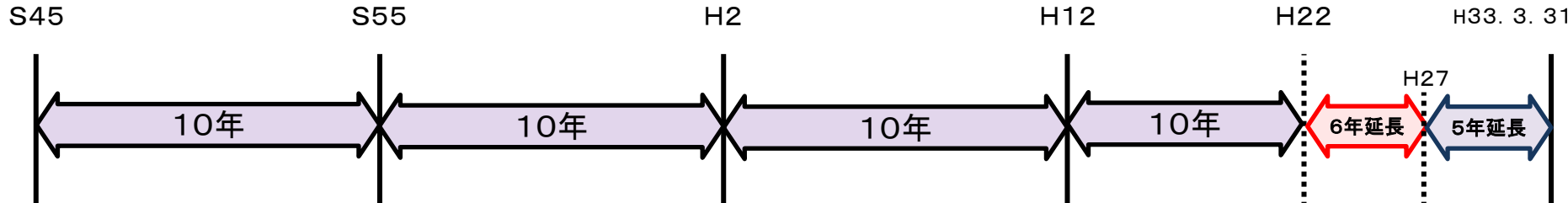
○市町村における緊急速報メールの整備促進(早急に100%を目指す)、防災行政無線の戸別受信機の配備促進
○このほか、コミュニティFM、IP告知等、地域の実情に応じた情報伝達手段の多重化・多様化を推進

「過疎対策に係る施策」

平成26年10月

総務省 地域力創造グループ

過疎対策法の流れ



法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法 (延長)
目的	<ul style="list-style-type: none"> 人口の過度の減少防止 地域社会の基盤を強化 <ul style="list-style-type: none"> 住民福祉の向上 地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域の振興 <ul style="list-style-type: none"> 住民福祉の向上 雇用の増大 地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域の活性化 <ul style="list-style-type: none"> 住民福祉の向上 雇用の増大 地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域の自立促進 <ul style="list-style-type: none"> 住民福祉の向上 雇用の増大 地域格差の是正 美しく風格ある国土の形成
背景	<ul style="list-style-type: none"> 新規卒者を中心とした急激な都市への人口吸収 897市町村で10%以上、117市町村で20%以上、36村で30%以上減少 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の就業機会や医療の不足 若年層を中心とした人口流出による高齢化 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次オイルショックを克服した新たな東京一極集中 高齢化、産業面、公共施設整備面での遅れ等の「新たな過疎問題」の発生 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進行・自然減の重みの増大 引き続き若年者の流出 農林水産業の著しい停滞 集落存続危機 <ul style="list-style-type: none"> 著しい高齢化の進行 身近な生活交通の不足 地域医療体制の弱体化 各地域の地域資源や創意工夫を活かす柔軟な支援確立の要望
考え方	<ul style="list-style-type: none"> 緊急の対策。 生活環境におけるナショナルミニマムの確保。 開発可能な地域に産業基盤等を整備。 人口の過度の減少、地域社会の崩壊、市町村財政の破綻防止。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去における人口減少に起因した地域社会の機能低下、生活水準、生活機能の改善。 総合的かつ計画的の振興施策による住民福祉の向上、雇用の増大及び格差の是正。 	<ul style="list-style-type: none"> 「振興を図る」から「活性化を図る」へ。 地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視。 公共施設の整備のみならず、民間活力も含む総合的な地域の発展を重視。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国的視野に立った過疎地域の新しい価値、公益的機能。 「活性化」から「自立促進」 個性を発揮して自立できる地域社会。 <ul style="list-style-type: none"> 住民が将来にわたり安心・安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、ソフト事業拡充

過疎法に基づく施策

(1) 国の補助のかさ上げ等

①統合に伴う小中学校校舎等 (1/2⇒5.5/10)

②公立以外の保育所 (1/2⇒2/3)

③公立保育所 (1/2⇒5.5/10)

④消防施設 (1/3⇒5.5/10)

三位一体改革で補助金廃止

(特別の地方債で措置) 【施設整備事業(一般財源化分)】

(2) 過疎対策事業債 : 元利償還の7割を交付税措置

平成26年度計画額 3,600億円

平成25年度計画額 3,139億円(改定後)

(3) 都道府県代行制度: 基幹道路、公共下水道

(4) 金融措置 : 政府系金融機関等の資金確保

(5) 税制措置 : 所得税・法人税に係る減価償却の特例 等

(6) 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置

【参考】過疎対策のための国庫補助金

過疎地域等自立活性化推進交付金 (補助率 定額・1/2・1/3)

【平成26年度予算 9.3億円】

過疎対策のこれまでの成果

これまでの過疎対策により、道路、上水道などのインフラの整備水準は、相当程度向上するとともに、産業振興、個性豊かな地域社会の形成、都市から地方への移住・交流などのソフト面でも一定の成果。

ハード面

市町村道の舗装率	過疎地域： 2.7%(昭和45年) ⇒ 68.3%(平成17年) 全 国： 9.8%(昭和45年) ⇒ 75.9%(平成17年)
水道普及率	過疎地域： 56.6%(昭和45年) ⇒ 90.4%(平成17年) 全 国： 81.4%(昭和45年) ⇒ 97.0%(平成17年)
水洗化率	過疎地域： 18.4%(平成2年) ⇒ 71.8%(平成24年) 全 国： 64.6%(平成2年) ⇒ 93.0%(平成24年)
携帯電話サービスカバーエリア率 (夜間人口ベース)	過疎地域： 89.3%(平成14年) ⇒ 99.6%(平成24年) 全 国： 98.7%(平成14年) ⇒ 100%(平成24年)
ブロードバンドエリアの世帯カバー率	過疎地域： 60.9%(平成15年) ⇒ 100%(平成24年) 全 国： 83.3%(平成15年) ⇒ 100%(平成24年)

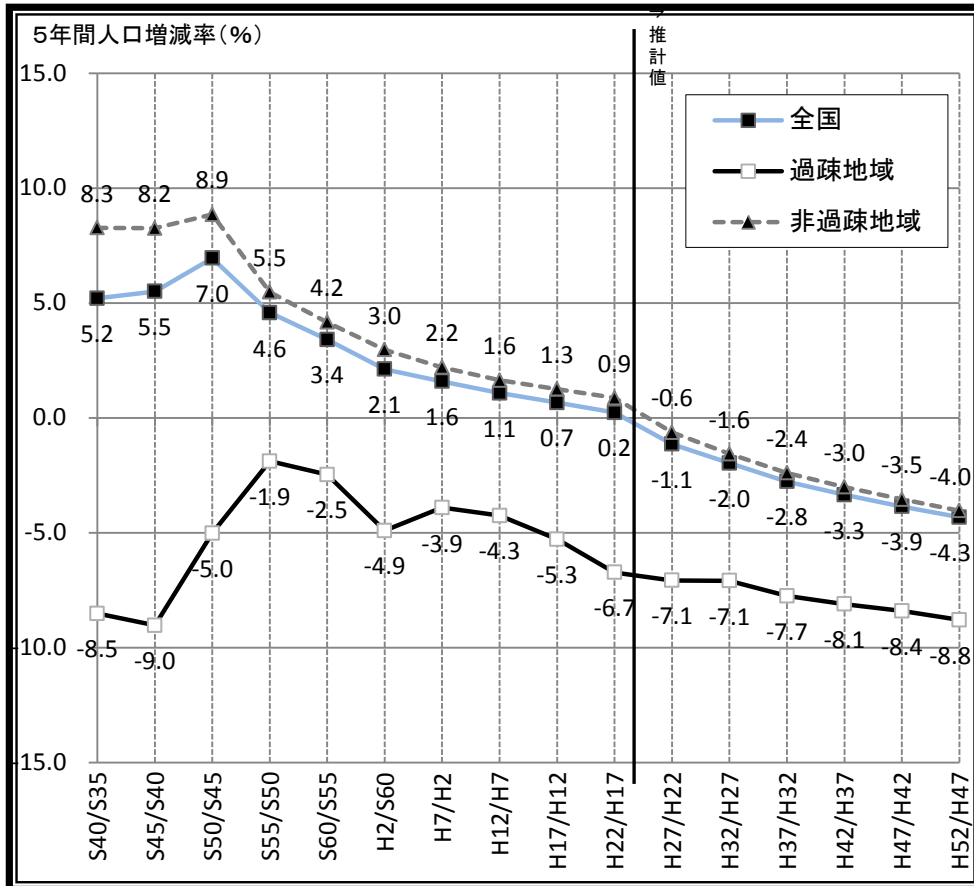
(※総務省「公共施設状況調」による。市町村道の舗装率、水道普及率については、平成17年までで調査項目から削除)

ソフト面

産業振興	民間や住民団体等が主体となった地域発の産業の展開
個性豊かな地域社会の形成	地域住民・NPOなど多様な主体の協働による休耕田や棚田の維持管理、地域の文化を生かした地域づくりの実践
都市から地方への移住・交流	官民連携した移住・交流受入れ体制づくりの取組

過疎地域の現状等について

5年間人口増減率の推移(全国、過疎地域、非過疎地域)



(備考) ※1: 過疎地域は平成26年4月5日時点(797市町村)である。

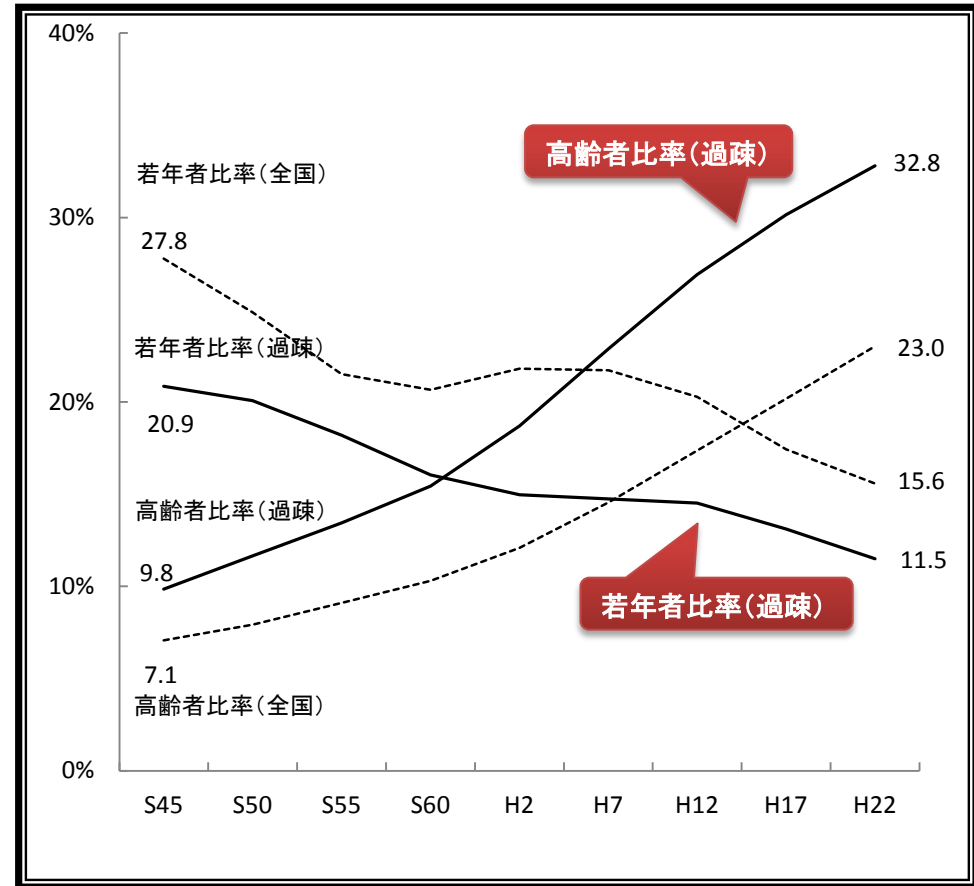
※2: 平成22年までの人口は国勢調査による。

※3: 過疎地域からは、一部過疎市町村は除く。

※4: 総人口の将来推計人口は「日本の将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位・死亡中位推計値による。

※5: 福島県の将来推計人口は、「日本の将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)では県単位でしか推計していない。よって、福島県内過疎市町村については、「日本の将来推計人口(平成20年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による市町村ごとの将来推計人口に、県全体の将来推計人口の減少率(平成25年3月推計/平成20年12月推計)を乗じて推計した。

高齢者比率及び若年者比率の推移



(備考) ① 国勢調査による。 ② 過疎地域は、平成26年4月5日現在。

過疎対策の重要性

- ・ **経済財政運営と改革の基本方針2014(抜粋)**

過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。また、地域の資源や特性を活かした創意工夫ある取組を支援する。

- ・ **「日本再興戦略」改訂2014 -未来への挑戦-(抜粋)**

また、「集落とネットワーク化」の考え方に基づき、プラットフォームの構築と連携して地方中枢拠点都市圏・定住自立圏や集落ネットワーク圏の形成等について2015年度から全国展開を図るなど積極的に支援を行う。

- ・ **組閣の際、総理より総務大臣へなされた指示**

人口の減少が続く小規模基礎自治体における過疎対策などを充実させ、でき得る限りの支援策を取るとともに、支援のための新たな仕組みを検討し、実現する。

過疎集落等の現状と課題

過疎集落等の小規模化、高齢化

⇒ 集落機能が低下・維持困難な集落が増加

働き口の減少、耕作放棄地の増大、獣害・病虫害、
路線バスの廃止、商店・スーパー等の閉鎖 など

「集落ネットワーク圏」の取組が必要

単体集落では様々な課題の解決が困難

⇒ より広い範囲で、**基幹集落を中心に複数集落をひとつのまとまりにして集落を活性化する必要**

持続的な集落の活性化の実現のため、二つを軸とした取組が必要

(1) 住民の暮らしを支える生活の営み(日常生活支援機能の確保)

(2) 住民の暮らしの糧である生産の営み(地域産業の振興)

真にレジリエント(しなやか)な地域として活性化

過疎関係市町村で集落ネットワーク圏に取り組んでいるのは2割のみ

集落ネットワーク圏の形成に向けて

○市町村が中心となって集落ネットワーク圏の形成を推進

市町村が、住民の一体性がある地域をもとに、今後の活性化の単位とする「集落ネットワーク圏」を設定

集落ネットワーク圏による活性化

○集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域コミュニティ組織)の体制確立

○地域コミュニティ組織が集落ネットワーク圏活性化プランを策定

○地域コミュニティ組織が活性化プランに基づき活動

集落ネットワーク圏内外の様々な主体(NPO・大学等)と連携

集落ネットワーク圏形成・活動の推進

市町村

- ・ 集落ネットワーク圏の具体的な範囲や当該圏域の活性化の基本方針等を含む**集落ネットワーク圏計画**を作成
- ・ 組織体制の確立、活性化プラン作成、具体的な事業実施の支援

都道府県

- ・ 専門家を含めた**必要な人材の確保や提供、育成**

国

- ・ 地方自治体に対し**集落ネットワーク圏施策の推進方針**を提示
- ・ 活性化プランに基づく活性化の取組を**モデル的に支援**

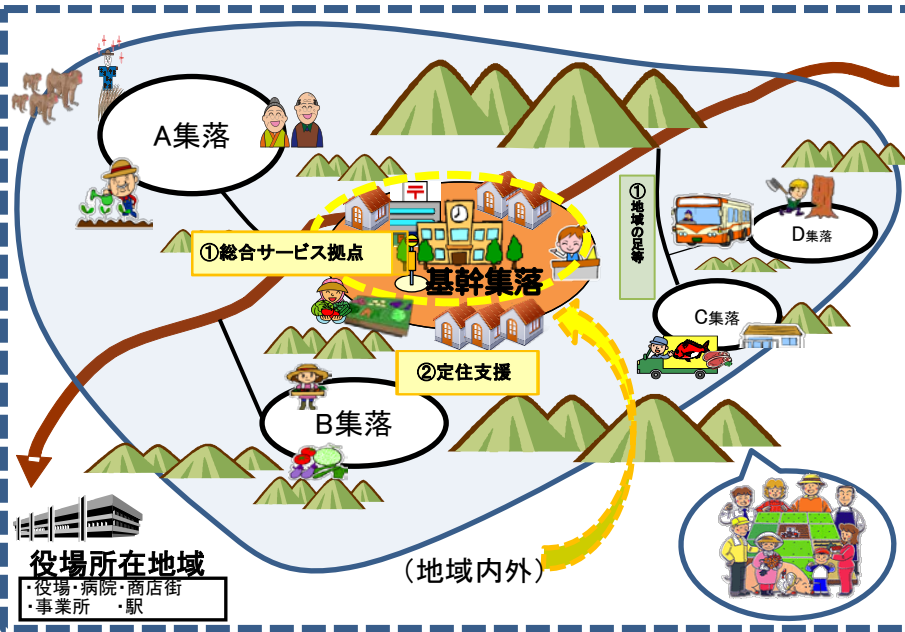
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

過疎集落等を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏において、「集約」と「ネットワーク化」を図りながら、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興する取組をモデル的に支援する。

取り組みのポイント

- 市町村が集落ネットワーク圏の範囲や活性化の基本方針等を含む「集落ネットワーク圏計画」を作成
- 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織体制を確立しつつ、総合的な活性化プランを策定
- 活性化プランに基づく「生活の営み」や「生産の営み」に係る事業を、地域住民等が地域内外の主体と連携して実施

集落ネットワーク圏における取組イメージ

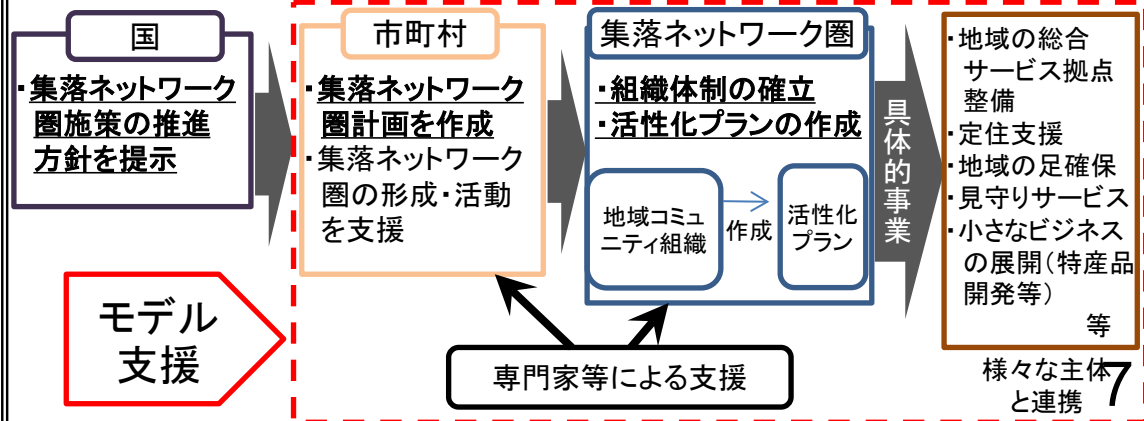


※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

- (1) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域コミュニティ組織)、市町村等
- (2) 交付額 1事業あたり2,000万円以内
- (3) 平成27年度概算要求額 1,000,000千円
- (4) 対象事業 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び活性化プランに基づく活性化のための事業

<事業のイメージ>



過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議等について

1 衆議院総務委員会（平成22年3月2日）

過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件

過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しく、農林水産業の衰退、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。

一方、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等のもとより、都市住民へのやすらぎや教育の提供の場として、当該地域の住民の福祉の向上のためのみならず、国民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能を有している。

過疎対策の推進に当たっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について、過疎地域以外の都市部等の住民を含む国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉え、実効性ある対策を切れ目なく講じていく必要がある。

こうした現状認識にかんがみ、今般、本委員会は過疎地域自立促進特別措置法の失効期限について六年間の延長を行うとともに、平成十七年の国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加するほか、いわゆるソフト事業に対する支援措置の拡充を図ること等を内容とする過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案を提出することとした。

以上を踏まえ、政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。

一 過疎地域を中心に集落の高齢化が進行するとともに、集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落が増加し、これらの集落において、相互扶助機能の低下、身近な生活交通の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの課題が深刻化していることを踏まえ、集落の現状と課題を十分に把握しながら、各集落の実態に即して、住民の安全・安心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を支援する人材の育成・確保など、きめ細かな集落の維持及び活性化対策がこれまで以上に積極的に講じられるようにすること。

二 各地域の実情に応じた主体的な取組を最大限尊重すること。

三 過疎地域が、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全な食糧、歴史文化資産といったそれぞれの有する地域資源を最大限活用して地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ること。

四 過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。

五 今般の法律案については、過疎地域からの要望を踏まえ、過疎対策事業債の対象を拡充し、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化など、住民の将来にわたる安全・安心な暮らしを確保するために実施するいわゆるソフト事業についても対象としたところであり、その趣旨を踏まえ、制度の運用に当たっては、次の事項について特に留意すること。

1 過疎対策事業債については、引き続き所要額を確保するとともに、特にソフト対策に係る資金の確保・充実に万全を期すこと。

2 過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取組を十分尊重すること。

六 過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年を目途として、その検討結果や平成二十二年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。

右決議する。

2 参議院総務委員会（平成22年3月9日）

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、過疎地域の現状と課題を十分に把握し、各集落の実態に即して、住民の安全・安心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を支援する人材の育成・確保など、きめ細かな集落の維持及び活性化対策がこれまで以上に積極的に講じられるようにすること。
- 二、過疎地域がそれぞれ有する地域資源を最大限活用し、地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ること。
- 三、過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。
- 四、過疎対策事業債については、引き続き所要額を確保することとし、特にソフト対策に係る資金の確保・充実に万全を期すとともに、過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取組を十分尊重すること。
- 五、過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年を目途として、その検討結果や平成二十二年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。

右決議する。